

“e2-net”からの耳寄りなお知らせ(特別企画)

省エネ投資で固定資産税がお得になります。

経営力向上計画認定で固定資産税1/3減免3年間

認定のための“ツボ”とらえた経営力向上計画を作成します。
(もちろん、御社にあった経営力を向上させる取組です。)

1. 経営力向上計画とは

平成28年7月から始まった制度で、経営力向上に関する計画を作成し、主務大臣に提出後、認定されることで、様々なメリットがあります。なかでも、中小企業等団体が計画の基づく設備投資を行なった場合、その設備に関わる固定資産税が3年間1/2に減免されることはコスト面のメリットです。

・例: 1000万円の設備投資の場合: 3年間で約15万円の固定資産税減免

生産性向上に関する設備投資が対象です。もちろん、省エネ目的の設備投資も対象です。本来は設備投資計画時に作成、提出するのですが、導入後であっても60日以内に提出すれば、認証されます。補助金ではないので、目的に合致していれば、認証を受けることが可能です。

2. 経営力向上計画に何が期待・要望されるか

- 1) 生産性の向上(ソフト面、ハード面から生産性向上の取組みを国が支援)
- 2) 人的能力の向上(人口減社会に対し、労働力の質的向上の促進)
- 3) 設備投資の促進

3. 対象企業、団体の取り組み例

- 1) 製造業: 省エネ製造設備投資(工作機械や空調、照明等の更新や新規導入)
- 2) 社会福祉法人: 省エネ投資(断熱窓改修、空調工事等、呼び出しシステム等の更新や新規導入)
- 3) 旅館、ホテル等: 省エネ投資(空調やファン、ポンプ等の更新や新規導入)
- 4) 医療機関、学校法人、農業法人等様々な団体が対象です。
生産性向上に関する取組みが対象です。

4. 本支援のモットー

- 1) 企業活動、各団体の理念に基づく活動を通じ、環境を良くして欲しい。
- 2) 経営と環境活動の両立を支援致します。